

基本目標3「生きがいのあるまち」をめざして

～ あられる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～

各種健診の実施により障がいの早期発見・早期療育に努め、障がいの種類等を踏まえた適切な療育指導や個々の能力を伸ばす教育を提供します。

また、一人一人が自立した生活を送ることができるよう、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージ（成長段階）をつなぐ長期的な視点に立った「切れ目のない支援」により、経済的自立の基本となる就労、充実した毎日を送るためのスポーツや交流活動など気軽に参加できる機会や場の提供など社会参加に向けた支援を提供します。

（１）保健・医療の推進

3 すべての人に
健康と福祉を



① 障がいの原因となる疾病等の予防・治療等

【施策体系 3の（１）の①】

この施策に関する現状や課題はP44～P45で述べています。

《施策の方向性》

先天的な障がいについては、早期に発見し、適切な治療・療育に結びつけることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

また、生活習慣病等の増加が問題となっている現代では、成年期以降の疾病（脳血管疾患、心疾患、腎疾患等）による障がいの発生も多くなっており、後天的疾病を防ぐための生活習慣病予防が重要な課題となっています。

健康診査等の保健事業を充実させることにより、障がいや疾病を早期に発見し、適切な治療に結び付けていくとともに、医療的なケアを欠かせない人たちに対する支援を充実する必要があります。

さらに、近年増加傾向にある発達障がいも含めた乳幼児の障がいに対応し、早期療育につなげていくため、保健師による訪問指導・相談などの母子保健事業の充実が求められます。

本市においては、健康診査等を通じて各種疾病の早期発見・早期治療に努めていくとともに、関係課との連携のもとで保健指導・健康教育等の実施や母子保健事業の充実に取り組みます

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
各種疾病の早期発見・早期治療	乳幼児から成人における質の高い健康診査を、定期的に受けられる体制を整備し、受診率の向上を図るとともに、早期発見、早期対応による障がいの軽減に努めます。乳幼児健診については、未受診者への再通知や訪問等による状況の把握、所見のあった人に対する相談機関、医療機関の紹介等事後フォローに努めます。成人健康診査については、特定健康診査、各種がん検診等による疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康課 可茂医師会	継続
障がい予防のための健康増進対策の充実	生活習慣病の後遺症による障がいの発生を予防するため、健康教育、健康相談、訪問指導等により健康増進対策の充実に努めます。また、メタボリックシンドローム予防に注目した健康診査の事後指導としての特定保健指導の展開や、保健・福祉の連携による高齢者の介護予防事業を強化します。	健康課 国保年金課 高齢福祉課	継続
乳幼児健康診査事業	発達の遅れや障がい疑われる乳幼児の早期発見と早期療育につなげるため、乳幼児健康診査事業などを引き続き実施します。	健康課 こども課 可茂医師会 可茂歯科医師会	継続
各種健康診査や保健指導・健康教育等の実施	乳幼児や中高年齢層を対象とする健康診査だけでなく、生涯を通じた健康管理の推進を図るため、各種健康診査や保健指導・健康教育等について、『第3期美濃加茂市健康増進計画』の中で計画的に事業展開をします。	健康課 スポーツ振興課 運動普及推進員 食生活改善連絡協議会	継続
身体障がい者健康診査事業	常時車椅子を使用されている身体障がいの方に対して、無料の健康診査を実施することにより、褥瘡、変形、膀胱機能障がい等の発生を予防することを目的とした事業を実施します。	福祉課	継続

② 保健・医療の充実 【施策体系 3の(1)の②】

この施策に関する現状や課題はP44～P45で述べています。

《施策の方向性》

障がいのある人が身近な地域において自分らしく暮らしていくため、必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーションなどを、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実や、医療機関との連携強化が求められています。

そのため、個々の障がいの程度や種類に応じた適切な医療やリハビリテーションが円滑に提供されるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、医療サービスを受けやすい環境づくりに努める必要があります。

また、本市における課題として、在宅医療（訪問診療・往診）の対応ができる医療資源が少ないという状況があります。障がい者の在宅医療へのニーズを把握するとともに、必要な医療が提供できるよう、医療機関への働きかけも必要となります。

このような課題を踏まえ、市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、事業所等との連携のもとで医療サービス提供体制の構築を進めていくとともに、加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会を通じた地域課題の抽出及び改善等に努め、保健・医療の充実と連携を推進します。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
医療サービス提供体制の構築	医師会との連携のもと、必要な医療サービスが提供できる体制を構築します。また健康づくりから疾病予防、治療、リハビリテーションまでの、保健・医療・福祉が連携した地域医療体制を充実します。	健康課 高齢福祉課 加茂医師会 加茂歯科医師会 岐阜県薬剤師会可茂支部 加茂圏域内の介護事業所等	継続
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の推進を目的に加茂地域の医療・介護・保健福祉関係者等で協議会を実施しています。 顔の見える関係づくりを行いながら、地域の課題抽出、検討するなど、在宅医療をよりスムーズに行えるシステムの構築を目指しています。	高齢福祉課 健康課 福祉課 長寿支援センター 加茂医師会 加茂歯科医師会 岐阜県薬剤師会可茂支部 加茂圏域内の介護事業所等	継続

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
福祉医療費助成制度（重度）の実施	障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、福祉医療費助成制度（重度）を継続して実施するとともに、ホームページ等により周知を図ります。	福祉課	継続
重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実 （新規）	身近な地域で必要な支援や放課後等デイサービス等が受けられるように、人数やニーズを把握することで、課題の整理を行います。	福祉課 こども課 健康課	推進



③ 精神保健福祉・医療の充実 【施策体系 3の(1)の②】

この施策に関する現状や課題はP44～P45で述べています。

《施策の方向性》

社会環境が目まぐるしく変化している中、ストレスから心の健康を損なう人が増加しており、対応が求められています。うつ病などの精神疾患を早期に発見し適切な治療に結びつけるためには、地域における精神科の医療機関との連携、また精神科と一般診療科の医療機関との連携を強化するとともに、これらの医療機関と相談支援機関等が適切に連携できる仕組みを構築することが必要です。

また、退院可能な精神障がい者の退院を促進するという方針が示されている中で、人権に配慮した適正な精神医療、精神障がいや精神障がい者に対する正しい理解、地域で生活していくための社会資源など、精神障がい者の地域生活への移行を実現するための課題は多く残されています。

本市においては、心と暮らしの相談窓口における相談支援の充実、依存症対策の充実など、心の健康が維持できる地域環境づくりを進め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
心の健康が維持できる地域環境づくり	精神保健福祉士による定期的な「こころの相談室」等で、精神疾患等の早期発見、早期治療の支援を行うとともに、適切な医療の提供や障がい福祉サービスの継続した支援により、心の健康を維持していくことができる地域環境づくりを支援します。	健康課 福祉課 医療機関 加茂警察署 商工会議所 子ども相談センター 民生・児童委員 他各関係機関	推進
精神障がいに対する理解・啓発の促進、連携	精神障がいに対する理解・啓発活動に努め、医療サービスがより利用しやすくなるよう関係機関と連携します。	健康課 福祉課 医療機関 保健所	推進

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
自殺対策の推進	<p>平成31年3月に「市民の自殺者ゼロを目指す」ことを目標に計画を策定しました。重点対象者を勤労者、子ども・若者、高齢者、生活困窮者とし、4つの基本取組を行うことで対策の推進を行っています。</p> <p>市健康づくり推進協議会自殺対策部会や庁内連絡会、実務者ネットワーク会議を通じて関係機関との連携体制を調整しつつ、要支援者の問題解決に向けた取り組みを行います。</p>	<p>健康課 健康づくり推進協議会 他各関係機関</p>	<p>推進</p>
心と暮らしの相談窓口	<p>生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口です。社会福祉士、精神保健福祉士の専門職が相談支援に関わることで、医療との連携の必要性がより効果的に判断できます。</p> <p>また、家族内における年齢性別を問わない複合的な問題を抱えるケースにおいても、連携が必要な部署や機関との調整を密に行うことで、多職種による効果的な支援の早期対応が可能になってきています。</p>	<p>福祉課</p>	<p>推進</p>
長期入院患者の地域移行	<p>長期入院患者の地域移行に際しては、安心して地域生活が送れるよう、障がい福祉サービスの地域移行支援事業の推進により、保健・医療・福祉の連携を図り、障がい福祉サービス等の適切な利用促進に努めます。</p>	<p>福祉課 健康課 医療機関</p>	<p>推進</p>
依存症対策	<p>アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するため関係職員の研修機会の受講、幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備、自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要です。地域での関係機関の密接な連携を行うことで、当事者及びその家族への支援に努めます。</p>	<p>福祉課 健康課 医療機関</p>	<p>継続</p>

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についての成果目標を定めています。本市においても、国の方針に基づき、岐阜県との連携のもとで目標である長期入院患者数の減少に向けた取り組みを行っていく必要があります。『障害者総合支援法』に基づく障がい福祉サービスである地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の本計画期間中における精神障がい者の利用見込みを設定します。

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

《目標設定》

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	可茂圏域で設置済み		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催数	8回	8回	8回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	15人	15人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

イ 地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、共同生活援助の本計画期間中における精神障がい者の利用目標

《数値目標》

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援 (精神障がい者利用分)	月当たり 実利用者数 (人)	1 (1)	2 (1)	2 (1)
地域定着支援 (精神障がい者利用分)	月当たり 実利用者数 (人)	3 (3)	4 (3)	4 (3)
自立生活援助 (精神障がい者利用分)	月当たり 実利用者数 (人)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
共同生活援助 (グループホーム) (精神障がい者利用分)	月当たり 実利用者数 (人)	38 (6)	40 (7)	41 (8)

※地域移行支援、地域定着支援の過去3年間の実績はP31をご覧ください。

※自立生活援助、共同生活援助の過去3年間の実績はP30をご覧ください。

④ 難病に対する保健・医療施策の推進 【施策体系 3の(1)の④】

この施策に関する現状や課題はP44～P45で述べています。

《施策の方向性》

平成25年4月から、難病患者等が『障害者総合支援法』の対象となり、障がい福祉サービスの利用が可能となりました。当初は130疾病が同法における難病等の対象となっていました。その後難病等の範囲の見直しが行われ、令和元年7月からは361疾病まで対象が拡大されています。

難病は治療方法が確立していないことや、長期間の療養を必要とするなど多くの問題を抱えており、保健・医療・福祉等のサービスを適切に組み合わせて支援するためには、各サービスの支援者等の連携が重要となります。

本市においては、難病患者が地域でより安心して生活できるよう、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、保健・医療・福祉の連携について緊密化を図るとともに、入院から在宅療養までの一貫した医療提供体制の整備、ネットワークの構築、訪問指導の充実等、在宅療養支援体制の充実を図ります。

また、保健師等が生活・治療等における相談に応じるなど、制度の周知や難病に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、難病等の特性に配慮し、きめ細かい対応を行います。併せて、岐阜県難病団体連絡協議会が実施する難病医療福祉相談会の周知を図るなど、難病に関する相談支援を推進します。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
難病患者等への配慮	難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供に当たっては、保健所と連携し、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。	保健所 福祉課 健康課	継続
訪問指導の充実	保健所が主体となり、医療機関や関係団体との連携を図り、難病患者やその家族からの相談に応じた訪問指導を行っています。 市は保健所の要請により、必要に応じて連携を図ります。	保健所 医療機関等 福祉課 健康課	継続
難病医療福祉相談会の周知	岐阜県難病団体連絡協議会が実施する、難病専門医やソーシャルワーカーなどによる疾患別の難病医療福祉相談会について、ホームページ等を通じて、継続して周知を図ります。	福祉課 健康課 保健所	継続

⑤ 医療人材の育成・確保の推進 【施策体系 3の(1)の⑤】(新規)

《施策の方向性》

保健・医療の推進や、福祉と医療の連携に当たっては、それらを担う人材が大きな役割を持っており、今後の障がい者福祉施策の推進に当たっては、福祉人材と同様に医療人材の確保・育成も重要な課題となります。

障がい者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、障がいに関する理解の促進を通じて、様々な場面や対象者に対応できるよう職員の資質向上を図る必要があります。また、地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、障がい者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ることが重要です。

本市においては、障がい福祉人材の確保のため、各種研修の周知や受講促進、障がい福祉の現場で働くことの魅力発信等に努めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
障がい福祉 人材の確保	<p>障がい者の重度化・高齢化が進む中において、将来に渡り安定して障がい福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と合わせてそれを担う人材を確保していく必要があります。</p> <p>人材確保のため、専門性を高めるための研修の受講機会の周知、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知広報の実施など、国県が行う活動の推進に努めます。</p> <p>市保健センターは、令和4年1月に中部国際医療センター附属施設棟への移転を計画しています。隣接した職場環境により、医療との連携及び職員の資質向上が見込めます。</p>	<p>福祉課 高齢福祉課 健康課 こども課</p>	<p>推進</p>

(2) 教育の充実

4 質の高い教育を
みんなに



① インクルーシブ教育システムの推進 【施策体系 3の(2)の①】 (新規)

この施策に関する現状や課題はP48～P49で述べています。

《施策の方向性》

障がいのある子どもの教育においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がい児が合理的な配慮を含む必要な支援のもと、インクルーシブ教育システムを推進していく必要があります。

インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、障がいのある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ立場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も適格に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常学級、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ることが重要です。

本市においては、関係機関との連携のもとで特別な支援を必要とする児童生徒等のための取り組みを進め、巡回発達相談の充実や医療的ケア等の必要な障がい児の就学支援を通じ、美濃加茂市におけるインクルーシブ教育システムの構築・推進を図ります。

《事業内容》

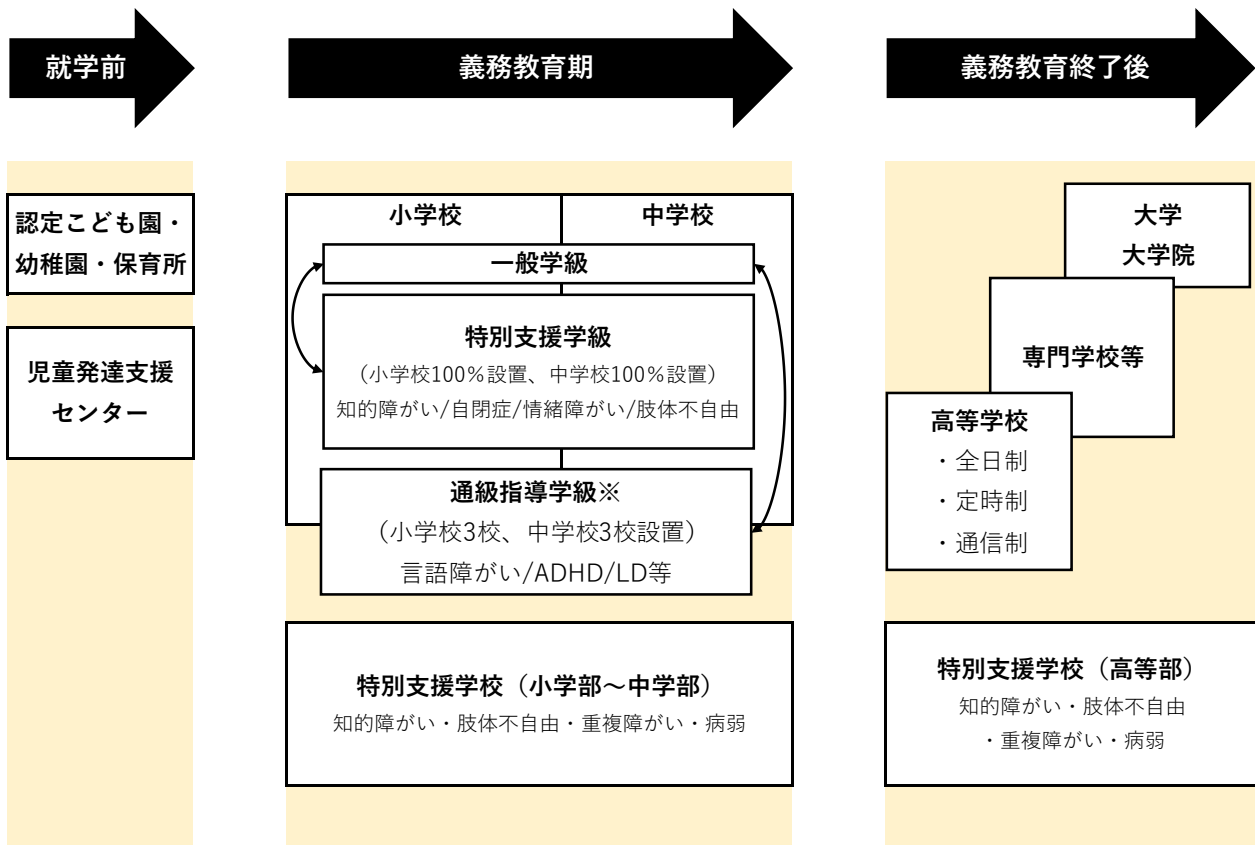
事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
特別な支援を必要とする児童生徒等への対応	発達障がいの傾向があり特別な支援を必要とする児童生徒等の増加に対応するため、学力生活力向上支援員を増員します。あわせて、より適切な就学支援・就学判定を行い、計画的な特別支援学級・通級指導教室の新設・増設を図ります。	学校教育課 福祉課 こども課 子ども相談センター 特別支援学校 医師	推進
巡回発達相談の充実	適切な就学支援を進めるため、医療機関・療育機関等からの指導・助言を受けられるよう、各学校への巡回発達相談の充実に努めます。	学校教育課 こども課	継続
医療的ケア等の必要な障がい児の就学支援	医療的ケア等の必要な障がい児の就学については、医療・教育・福祉の連携を図り、必要な人員配置等受入体制の整備を県に要望します。	福祉課 学校教育課	推進

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
就学説明会	特別支援教育を希望する幼児の就学に関する説明会を開催します。カナリヤの家の親の会などで開催しています。	学校教育課	継続
就学・教育相談の体制強化	一人一人の教育ニーズを的確に把握し、迅速で適正な就学・教育相談を行うために関係機関が相互に連携しながら、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。年長児を対象とした「夏季あじさい子育て相談会」や各保育園等からの随時の就学相談を行います。	学校教育課	継続
特別支援教育連携協議会	特別支援学校に通う生徒を対象に本人や家族と面談を行います。 面談は3年毎に行い、成長した面、生活面での不安や課題、進路や将来の希望などを確認し、今後の目標などを共有するとともに支援体制の連携強化を図ります。	学校教育課 福祉課 相談支援事業所 特別支援学校	継続
校内研修の実施	一般学級においても特別な支援を要する児童が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、全ての教員が障がいの状態や特性に応じた指導・支援を行えるよう、ケーススタディを重視した研修を充実させ、専門性の向上を目指すため各小中学校で行います。	学校教育課	継続
特別支援教育支援員事業	小・中学校で障がいにより学習面、生活面や安全面への支援が必要な児童生徒に対し、校内支援体制が整うまでの間、特別支援教育支援員を配置します。	学校教育課	継続
特別支援教育のリーダーの育成	大学等専門機関への派遣を行うことにより、特別支援教育を担う教員のリーダーの養成を行います。可茂特別支援学校への1～3年間程度の派遣研修が行われています。	学校教育課	継続

○美濃加茂市における特別支援教育を行う場所について（令和2年度現在）

特別な支援の必要な子どもたちは、就学前から様々な機関の支援を受けていることが多くあり、それぞれの支援の内容や具体的な方法が切れ目なく継続していくようにすることが大切です。現在、カナリヤの家や市内幼保こども園で作成される「個別の支援計画」は、1冊のファイルにして就学先に引き継がれており、就学期に作成される「個別の教育支援計画」と共に、進級・進学の際の引継ぎに活用されています。

【図表4-6 美濃加茂市における特別教育支援体制】



※ 通級指導教室

⇒一般学級に在籍する、比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導をするための場。

② 教育環境の整備 【施策体系 3の(2)の②】(新規)

この施策に関する現状や課題は48～P49で述べています。

《施策の方向性》

障がいのある子どもが安心して教育を受けることができるようにするためには、学校の教職員や障がいのない児童生徒が障がいについて理解を深めることが重要であり、また、学校の施設・設備のバリアフリー化を推進などハード面での配慮が必要となります。

障がいによって特別な支援を必要とする子どもは、全ての学校・全ての学級に在籍するということを前提として捉え、特別支援教育の体制の整備を促進するとともに、全ての教職員が障がいに対する理解を促進していくことが重要です。さらに、障がいのある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性を踏まえ、ICT 技術の利活用も含めた、一人一人の教育的ニーズに応じた教材の活用を促進することも必要となります。

本市においては、教職員に対し、障がいのある児童生徒の教育に必要な知識及び技術の習得のための研修を実施することで資質の向上を目指し、また、障がいのある子どもに配慮した学校の施設及び設備の充実に取り組むことで、障がいのある子どもが安心して教育を受けることができる教育環境の整備に努めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度目標
教職員の資質向上	障がいのある児童生徒の教育に必要な知識及び技術の習得のため、特別支援教育に関するセンター研修等を継続して実施し、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課 こども課	推進
学校の施設及び設備の充実	障がいのある児童生徒が安心・安全に教育を受けられるよう、学校の施設及び設備の充実に努めます。	教育総務課	推進



（３）障がいのある子どもに対する支援の充実（新規）



① 発達支援体制の構築と推進 【施策体系 3の（3）の①】（新規）

この施策に関する現状や課題はP45～P46で述べています。

《施策の方向性》

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対しては、その能力を最大限に伸ばせるよう、障がい等を早期に発見し、必要な治療や教育・指導訓練等の早期支援につなげることが重要です。そのため、一人一人のニーズに応じた適切な療育及び教育や、専門的、継続的な一貫した相談支援体制の充実を図るとともに、医療機関・保育所・幼稚園・学校等の関係機関との連携を強化していく必要があります。

また、近年、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しています。医療的ケアが必要な障がい児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を促進し、支援体制の充実に努める必要があります。

本市においては、引き続き市、教育・保育関係機関、福祉関係機関等との連携を図りながら、障がい児への相談支援体制の充実、発達支援体制の充実、障がい児の発達促進、就学支援に努め、支援を必要とする子どもやその保護者へ切れ目のない支援が提供できるように努めます。

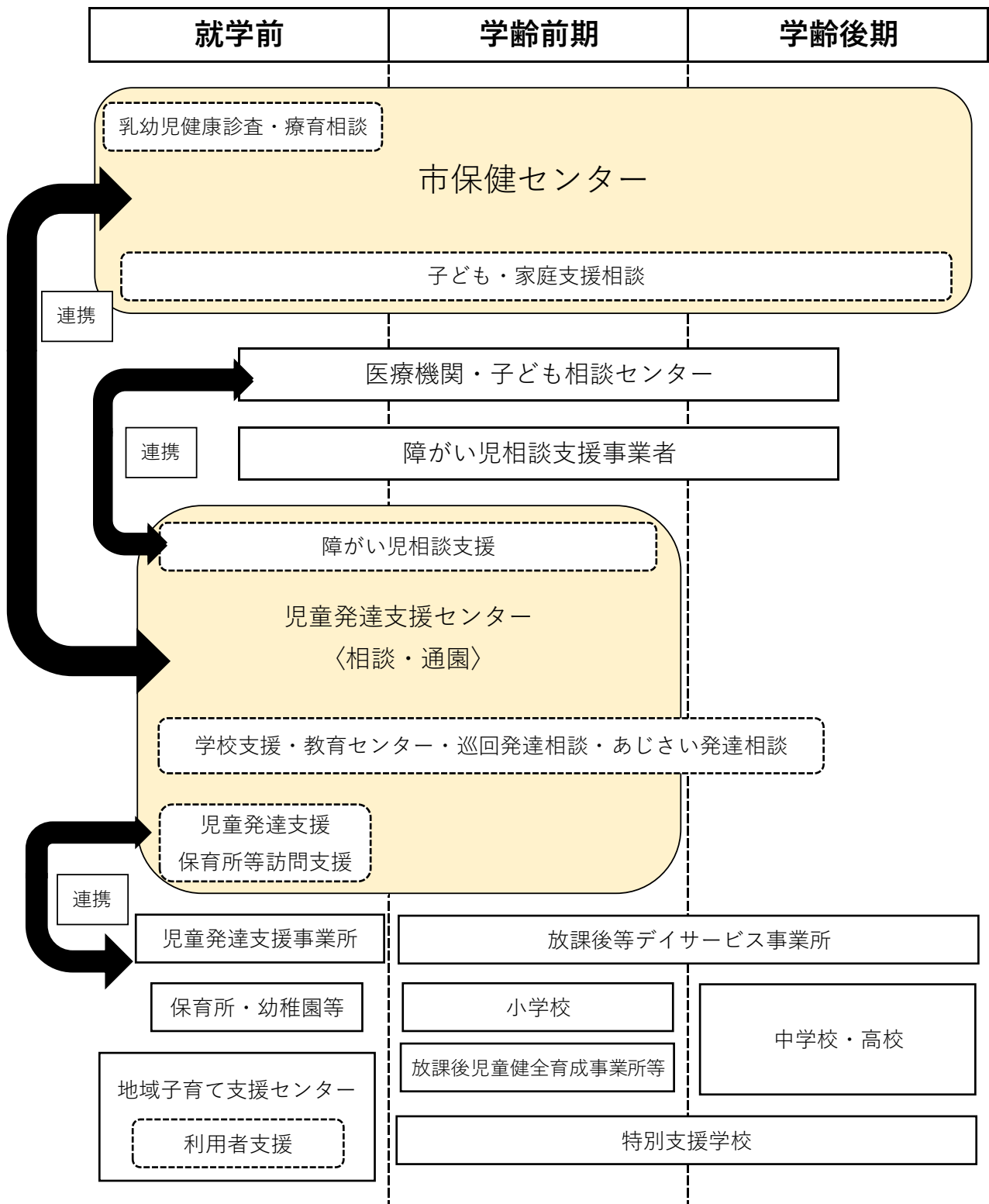
《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
障がい児への 相談支援体制、 発達支援体制	発達障がいを含め障がいのある子どもたちを早期に発見する相談支援体制と、療育・保育・教育・就労まで一貫して支える発達支援体制に努めます。	福祉課 こども課 健康課 カナリヤの家 保育園・幼稚園・認定こども園 家庭児童相談室 教育委員会	推進
障がい児の発達 促進、就学支 援	児童発達支援センターカナリヤの家において、発達障がいを含めた障がいのある子どものために、一人一人にあった指導を行い、健やかな発達を促します。また、保護者のカウンセリング、家庭での親としての関わり方を助言したり、就学に関して、各機関と連携・相談・指導をします。	こども課 健康課 カナリヤの家 保育園・幼稚園・認定こども園	推進

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
支援を必要とする子どもの保護者への支援	支援を必要とする子どもの保護者に対し、育児不安を解消するための相談・助言を行うとともに、障がいに対する理解を図り、早期療育につなげられるように、関係機関と連携し、支援を実施します。また、県の地域療育システム支援事業を有効活用し、相談体制の充実に努めます。	こども課 健康課 カナリヤの家のぞみの丘ホスピタル	継続
聴覚障がい児を含む難聴児の支援	保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。県では、難聴児への支援の充実を図るため難聴児相談支援センターの開設が検討されています。市は難聴児支援の身近な相談機関として、県の専門機関の紹介や助成制度の周知を行うなどの役割を行います。	福祉課 健康課 こども課 学校教育課	推進
新生児聴覚検査	検査は出産後に医療機関で受けいただきます。検査については、母子健康手帳交付の際に、検査の重要性と費用助成制度があることをお知らせします。 検査結果によっては、その後の発育における効果的な治療や早期対応が可能になるため、実施の推奨に努めます。	健康課	推進
眼の屈折検査	弱視や遠視の治療は児童の就学前までの時期における早期治療開始が非常に有効だと考えられています。 3歳児健診で専用機器による屈折検査を行い、検査結果に基づき専門眼科医への受診につなげることで、児童の眼の健康維持に努めています。	健康課	推進
加配保育士の確保と職員の資質向上	障がいのある子どもが安心、安全に地域の保育園等で保育が受けられるよう、加配保育士の確保に努め、保育内容の充実を図ります。また、職員については、研修等への参加を積極的に推進し、資質向上に努めます。	こども課	継続
公立保育園の施設整備	公立の保育園の改築に際しては、障がいのある子どもの受け入れが可能となるよう、施設整備に努めます。 令和4年4月までに行われる3園の統合計画ではバリアフリーを意識した施設整備を進めます。	こども課 施設経営課 カナリヤの家	継続

○障がい児の療育支援体制

【図表４－７ 美濃加茂市における障がい児の療育支援体制】



○児童発達支援センターの配置について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は児童発達支援センターの配置について、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする成果目標を定めています。本市においては、美濃加茂市児童発達支援センター「カナリヤの家」を設置していることから国が示す成果目標を達成していますが、引き続き児童発達支援センターの機能強化に努めます。

- ・児童発達支援センターの配置にかかる成果目標

《目標設定》

目標設定事項	目標	備考
児童発達支援センター	設置済み⇒機能強化	令和5年度末まで

※前計画における目標値の進捗状況はP28をご覧ください。

○医療的ケア児支援のための協議の場の設置について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は児童発達支援センターの配置について、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする成果目標を定めています。本市においては、医療的ケア児支援のための協議の場を圏域で設置済みであることから国が示す成果目標を達成していますが、引き続き協議の場における議論を通じて医療的ケア児支援の更なる充実に努めます。

- ア 医療的ケア児支援のための協議の場の設置にかかる成果目標

《目標設定》

目標設定事項	目標	備考
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済み⇒機能強化	令和5年度末まで

※前計画における目標値の進捗状況はP28をご覧ください。

イ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置にかかる成果目標

《数値目標》

事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (新規)	医療・福祉等の支援を総合的に調整できるコーディネーターが必要とされています。 市では基幹相談支援センターへの委託業務での配置を目指します。	0人	0人	1人

○発達障がい者等への相談支援体制等の充実

国における障害福祉計画策定基本指針では、発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

これを踏まえ、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数の見込みを設定する必要があります。本市においては、以下のとおり見込みます。

- ・発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

《数値目標》

事業名	事業概要	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(新規)	県が実施する研修等の受講機会を周知し必要な方への支援を行います。	0人	0人	2人
ペアレントメンターの人数(新規)	県が実施する研修等の養成機会を周知し人材育成を図ります。	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数(新規)	児童発達支援センターカナリヤの家では、例年「がやがや会議」や「OBのお母さんと語る会」を行っています。重要な活動の1つとして継続して行います。	70人	70人	70人

○児童福祉法に基づく児童発達支援について

『児童福祉法』に基づく、本計画期間中の各種児童発達支援事業の利用量の見込みは以下のとおりです。

《サービスの概要》

サービス名	実施内容	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児について、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	こども課 相談支援事業所 (カナリヤの家) 福祉課	継続
医療型児童発達支援	肢体が不自由であり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児について、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うとともに治療を行います。	相談支援事業所 福祉課	継続
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。	相談支援事業所 福祉課	継続

《数値目標》

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	月当たり 実利用者数（人）	99	98	96
	月当たり 延利用者数（人日）	275	266	257
医療型児童発達支援	月当たり 実利用者数（人）	1	1	1
	月当たり 延利用者数（人日）	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	月当たり 実利用者数（人）	1	1	1
	月当たり 延利用者数（人日）	1	1	1

※児童発達支援事業の過去3年間の実績はP 31をご覧ください。



② 障がい児福祉サービスの提供充実 【施策体系 3の(3)の②】(新規)

この施策に関する現状や課題はP48～49で述べています。

《施策の方向性》

障がい児を対象とした施設・事業は、施設入所等は『児童福祉法』、児童デイサービス等の事業関係は『障害者自立支援法』、重症心身障がい児(者)通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成24年4月より『児童福祉法』に根拠規定が一本化されました。加えて、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といったサービスが創設され、障がいのある子どもの支援体制の強化が図られています。

障がい児福祉サービスについては、一人一人の多様なニーズを把握した上で、サービス利用の動向を評価・分析し、必要に応じた適切な提供に努めていくことが必要です。

本市においては、国の指針で示されている成果目標の達成に向け、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努め、また各種障がい児福祉サービスの適切な提供に努めます。

○保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は児童発達支援センターを令和5年度末までに、全ての市町村又は圏域において配置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする成果目標を定めています。本市においては、既に体制構築を実施済みであることから国が示す成果目標を達成していますが、引き続き体制の強化、支援内容の充実に努めます。

- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築にかかる成果目標

《目標設定》

目標設定事項	目標	備考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	継続	令和5年度末まで

※前計画における目標値の進捗状況はP28をご覧ください。

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は児童発達支援センターの配置について、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする成果目標を定めています。本市においては、児童発達支援事業所として美濃加茂市児童発達支援センター「カナリヤの家」を設置しており、また、放課後等デイサービス事業所の確保も完了していることから国が示す成果目標を達成していますが、引き続き事業所の体制強化、市との連携強化、事業内容の充実に努めます。

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保にかかる成果目標

《目標設定》

目標設定事項	目標	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（新規）	推進	令和5年度末まで

※前計画における目標値の進捗状況はP 28をご覧ください。

○児童福祉法に基づく障がい福祉サービスについて

『児童福祉法』に基づく、本計画期間中の各種障がい福祉サービスの利用量の見込みは以下のとおりです。

《サービスの概要》

サービス名	実施内容	令和5年度目標
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児について、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の支援をします。	推進
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進します。	推進
障がい児相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	推進

《数値目標》

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	月当たり 実利用者数 (人)	170	187	203
	月当たり 延利用者数 (人日)	1,947	2,148	2,350
保育所等訪問支援	月当たり 実利用者数 (人)	10	10	10
	月当たり 延利用者数 (人日)	20	20	20
障がい児相談支援	月当たり 実利用者数 (人)	67	76	85

※上記サービスの過去3年間の実績はP 31をご覧ください。

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援

8 働きがいも
経済成長も



① 障がいのある人の雇用の場の拡大 【施策体系 3の(4)の①】

この施策に関する現状や課題はP46～P47で述べています。

《施策の方向性》

働くことは障がいの有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加をしていく上で重要な要素であり、生きがいづくりにもつながります。

障がいのある人が地域の中で生きがいを持ち、経済的に自立した生活を営み、社会参加するためには、多様な障がいの特性や、個々の障がい者のニーズに応じた多様な働き方を選択できる環境づくりが必要となります。

本市においては、障がいのある人の雇用の拡大に向けて、企業や関係機関、事業所の連携による雇用の啓発とともに、各種助成金制度の周知、障がいのある人のニーズに合った職域の開拓、雇用の場における合理的配慮の必要性の周知に努めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
ハローワークとの連携	ハローワークとの連携を強化し、近隣地域の雇用状況等の情報の共有、企業に対する障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金事業の周知、障がい者雇用の理解の啓発などを図り、障がいのある人の企業への就労促進に取り組みます。	福祉課 ハローワーク	継続
障害者就業・生活支援センターとの連携	障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談や就労支援、職場定着支援など障がいのある人の就労を総合的に支援します。	福祉課 障害者就業・生活支援センター	継続
障がいのある人のニーズに合った職域開拓	障がい者雇用についての広報・啓発や助成制度に関する情報提供などを通じて、障がいのある人のニーズに合った職域開拓に努めます。	福祉課	継続

② 障がい者雇用の促進 【施策体系 3の(4)の②】(新規)

この施策に関する現状や課題はP46～P47で述べています。

《施策の方向性》

平成25年6月、『障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）』が改正され、雇用の分野において、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障がい者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されています。

『障害者雇用促進法』に基づく「障害者雇用率制度」により、国・地方公共団体や、民間企業等において、一定の割合以上の障がい者を雇用するように定められています。

本市においては、法定の障がい者雇用率である2.5%を達成していますが、引き続き障がい者の雇用促進に努め、障がい者が活躍できる場の提供に努めます。

また、民間企業においては、障がい者雇用ゼロ企業や法定雇用率を達成していない企業を中心に、行政やハローワークによる指導等を通じて法定雇用率の達成を図るなど、積極的に障がい者の雇用の促進します。

さらに、平成25年の同法改正では、精神障がい者の雇用が義務化されたことを踏まえ、精神障がい者の雇用の促進のための取組を推進します。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
障がい者雇用 についての情 報提供	「広報みのかも」やパンフレット等を通じて、「障害者雇用支援月間」(毎年9月)や法定雇用率などの周知に取り組みます。	福祉課 ハローワーク	推進
障がいのある 人が働きやす い環境づくり	公的機関の障がい者の法定雇用率の達成はもとより、市役所においては、障がいのある人がより働きやすい環境づくりに努めます。	人事課	継続

③ 総合的な就労支援施策の推進 【施策体系 3の(4)の③】

この施策に関する現状や課題はP46～P47で述べています。

《施策の方向性》

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、障がいのある人の就労を総合的に支援する取り組みが求められています。本市においても、一般就労を目指したいという障がい者の声や、就労支援の充実を求める声が上がっています。

また、就労支援に当たっては、「就労＝ゴール」ではなく「就労＝自己実現の手段のひとつ」という認識を持つことも重要です。

本市においては、市、各事業所、ハローワークとの連携のもとで就労支援ネットワークの構築を図り、就労移行に向けた支援、雇用前の雇入れ支援、雇用後の職場定着支援までの一貫した就労支援、障がいのある人の工賃（賃金）向上など、障がい者に対する就業面・生活面からの一体的な支援の実施に努めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
障がいのある人の雇用確保、工賃向上	『障害者優先調達推進法』に基づき障がい者福祉施設からの物品および役務を調達することで、障がいのある人の雇用の確保、工賃（賃金）の向上に努めます。	福祉課 市近隣の就労継続支援事業所 生活介護事業所	継続
ジョブコーチ支援の周知	就労先での円滑な職場定着を促進するため、業務内容などについて指導を行うジョブコーチ支援の周知を図ります。	福祉課 ハローワーク	継続
ハローワーク主催イベントの参加促進	ハローワーク主催の中濃地域障がい者就職合同面接会などへの参加を呼びかけ、就労意欲の向上に努めます。	福祉課 ハローワーク	継続
就労支援ネットワーク機能の循環	地域における福祉・労働・教育等の各種関係機関と連携を図り、職場体験職業訓練、生活支援、職域開拓、職場定着支援等の就労に向けた総合的な支援が図られるよう、就労支援ネットワーク機能の循環に取り組みます。	福祉課 障がい福祉サービス事業所 ハローワーク 特別支援学校	継続
農福連携	地域共生社会の実現に向け、障がい者が地域を支え、活躍する取り組みの1つです。 農業分野が抱える担い手不足や耕作放棄地の拡大といった問題に対し、障がいのある人の特性や能力にあった就労に繋いでいけるよう、市の福祉課と農林課が協力し就労継続支援事業と農業の連携を図ります。	福祉課 農林課	推進

○福祉施設から一般就労への移行と就労定着支援について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値の設定を求めています。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値の設定及び就労定着率が一定以上の就労定着支援事業所数の目標値の設定が必要です。本市においても、国の方針に基づき、以下のとおり目標の設定をします。

ア 目標年度における年間一般就労移行者数にかかる成果目標

《目標設定》

目標設定事項	数値		備考
令和元年度 年間一般就労移行者数	5人		令和元年度中に福祉施設を退所して一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労移行者数	7人	1.40倍	令和5年度中に福祉施設を退所して一般就労する人の数 ※国指針：令和元年度実績の1.27倍以上
年間一般就労移行者数内訳			
令和元年度 年間就労移行者数	3人		令和元年度中に福祉施設を退所して一般就労した人のうち就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】令和5年度に年間就労移行者数	4人	1.33倍	令和5年度中に福祉施設を退所して一般就労する人のうち就労移行支援事業を利用した人の数 ※国指針：令和元年度実績の1.30倍以上
令和元年度 就労継続支援A型	1人		令和元年度中に福祉施設を退所して一般就労した人のうち就労継続支援A型事業を利用した人の数
【目標値】令和5年度年間就労継続支援A型	2人	2.00倍	令和5年度中に福祉施設を退所して一般就労する人のうち就労継続支援A型事業を利用した人の数 ※国指針：令和元年度実績の1.26倍以上
令和元年度 就労継続支援B型	0人		令和元年度中に福祉施設を退所して一般就労した人のうち就労継続支援B型事業を利用した人の数
【目標値】令和5年度年間就労継続支援B型	1人	—	令和5年度中に福祉施設を退所して一般就労する人のうち就労継続支援B型事業を利用した人の数 ※国指針：令和元年度実績の1.23倍以上

※前計画における目標値の進捗状況はP27をご覧ください。

イ 就労定着支援事業の利用者数にかかる成果目標

《目標設定》

目標設定事項	目標		備考
【目標値】令和5年度 年間就労定着支援事業利 用者数	5人	71.42%	令和5年度中に福祉施設を退所して一般就 労する人のうち就労定着支援事業を利用し た人の数 ※国指針：令和5年度における就労移行支 援事業等を通じて一般就労に移行する人の うち7割以上が利用

※前計画における目標値の進捗状況はP 27をご覧ください。

ウ 事業所ごとの就労定着率にかかる成果目標

国における障害福祉計画策定基本指針で、令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率について就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。

本市では、令和2年度現在、市内に就労定着支援事業所がないため、本目標値は設定しません。



○障害者総合支援法に基づく就労支援サービス（日中活動系サービス）の利用量見込みについて

『障害者総合支援法』に基づく、本計画期間中の日中活動系サービス内の各就労支援サービスの利用量の見込みは以下のとおりです。

《サービスの概要》

サービス名	実施内容	令和5年度 目標
就労移行支援	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に 応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。	推進
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	継続
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	継続
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	継続

《数値目標》

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	月当たり 実利用者数 (人)	13	15	16
	月当たり 延利用者数 (人日)	114	121	127
就労継続支援（A型）	月当たり 実利用者数 (人)	126	139	152
	月当たり 延利用者数 (人日)	1,676	1,760	1,843
就労継続支援（B型）	月当たり 実利用者数 (人)	113	119	124
	月当たり 延利用者数 (人日)	1,446	1,483	1,519
就労定着支援	月当たり 実利用者数 (人)	5	6	7

※就労支援サービス（日中活動系サービス）の過去3年間の実績はP30をご覧ください。

④ 経済的な自立支援 【施策体系 3の(4)の④】

この施策に関する現状や課題はP46～P47で述べています。

《施策の方向性》

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるようにするためには、経済的な支援も重要です。

本市では、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下で、生活を支える各種手当の支給や公的な経済的支援の充実を図ります。また、制度への理解促進に努め、受給資格を有する障がい者が障がい年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
障害者年金給付事業	国民年金制度において一定条件を満たした場合に障害基礎年金の給付が受けられます。相談支援の中で給付対象になりそうな方への紹介を行います。	美濃加茂年金事務所 国保年金課	継続
障害者手当給付事業	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、重度心身障がい児福祉手当などの給付を行うことで、在宅で生活されている重度な障がいのある児者またはその家族に手当を給付することで、日常生活への経済的援助を行います。	福祉課	継続
心と暮らしの相談窓口	生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困窮し最低限度の生活が維持できなくなる恐れがある方）などが、必要とする支援が届くよう誰でも相談できる「断らない相談窓口」を行います。	福祉課	継続
心身障害者扶養共済制度	心身障がい者の保護者が加入して掛金を納付することで、その保護者が死亡または重度障がいとなった場合などに心身障がい者に終身年金が支給される制度です。手帳交付時や相談支援の中で紹介を行います。	福祉課	継続
生活保護制度	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。必要に応じて制度の適用を検討しています。	福祉課	継続

（５）社会参加を支える取り組み

3 すべての人に
健康と福祉を



① スポーツ活動の振興 【施策体系 3の（５）の①】

この施策に関する現状や課題はP50で述べています。

《施策の方向性》

障がい者にとってスポーツ・レクリエーションは、自らの健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的であるとともに、自立促進にも大きな役割を果たします。

また、障がい者スポーツは、以前のリハビリテーションの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、パラリンピック等の競技性の高い障がい者スポーツにおいては、アスリートの育成も推進されています。

しかし、障がい者の場合、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難な場合があり、個別の力で介助者を確保することは限界があるため、障がい者がどのようなスポーツ活動をし、どのような支援を必要としているか把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

本市においては、「広報みのかも」を通じた障がいのある人のスポーツに関する情報提供や障がい者のスポーツ大会やレクリエーション活動への参加支援を通じて、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の参加を促進します。

また、障がい者が利用しやすくなるように、スポーツ施設等の整備・改善に取り組みます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
障がい者のスポーツ大会やレクリエーション活動への参加支援	障がいのある人の地域の中での生きがいづくりとして、社会福祉協議会やボランティア団体等の協力を得ながら、障がい者のスポーツ大会やレクリエーション活動への参加を支援します。	スポーツ振興課 福祉課 社会福祉協議会 (財)岐阜県障害者スポーツ協会	継続
スポーツ施設等の整備・改善	障がいのある人のスポーツ・交流の促進をはじめ、健康の増進や教養の向上を図るため、誰もが利用しやすいスポーツ施設等の整備・改善に努めます。	スポーツ振興課 施設経営課	継続
障がいのある人のスポーツに関する情報提供	障がいのある人のスポーツに関する情報については、「広報みのかも」やホームページ等さまざまな媒体を活用して一層の周知に取り組みます。	福祉課 (財)岐阜県障害者スポーツ協会	継続

② 文化・芸術活動の振興 【施策体系 3の(5)の②】

この施策に関する現状や課題はP50で述べています。

《施策の方向性》

障がい者にとって、文化・芸術活動への参加は、自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために大切なものです。

文化・芸術活動は趣味として生活に潤いを持たせるだけでなく、自身の教養を高め、自己の存在を社会にアピールするための有効な手段でもあり、美術や音楽などにおいては、障がい者とその個性を発揮し、文化芸術作品を生み出す力が評価されてきています。そのため、障がい者の優れた芸術作品の展示や、障がい者芸術・文化祭といった披露の場を通じて、障がい者の文化芸術活動の普及を図ることが重要です。

また、障がいのある人とない人が共に活動することで、地域の人々の障がい者への理解促進にもつながります。

本市においては、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに努めるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を推進します。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
障がいのある人の文化・芸術活動促進	障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努めます。	福祉課 文化振興課 (財)岐阜県身体障害者福祉協会	継続
文化施設等の整備・改善	障がいのある人の文化活動、交流の促進をはじめ、健康の増進や教養の向上を図るため、誰もが利用しやすい文化施設等の整備・改善に努めます。	福祉課 文化振興課 施設経営課	継続
障がいのある人の文化活動などに関する情報提供	障がいのある人の文化活動などに関する情報については、「広報みのかも」やホームページ等さまざまな媒体を活用して一層の周知に取り組みます。	福祉課 文化振興課 (財)岐阜県身体障害者福祉協会	継続

③ 生涯学習の振興 【施策体系 3の(5)の③】(新規)

この施策に関する現状や課題はP50で述べています。

《施策の方向性》

障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたって培っていくために、効果的な学習や支援の在り方の検討や、障がい者の各ライフステージにおける学びの提供など、生涯学習活動のための環境づくりが必要です。

生涯学習は学びを通じて障がい者自身の教養を高めることに加え、障がいのある人同士、あるいは障がいある人とない人との交流の機会となることから、障がい者の社会参加や障がいに対する理解の促進につながります。

本市においては、関係各課との連携を図りながら、障がい者が持つ多様な学習ニーズを把握し、様々な生涯学習の機会の確保に努めるとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶ合うことのできる環境づくりを図ります。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
博物館と学校の連携	<p>学校の教科の授業としてカリキュラムの中に位置付け、見学だけで終わらない学習活動を実現し継続的な学習の機会を考えていきます。文化の森でしかできない体験「展示物や企画展の活用・学芸員、ボランティアによる学習・博物館という場を感じる学習」を通してより深い学習を重ねていくもので、市の子ども全てが等しく得ることができる「博物館への入り口」です。</p> <p>文化の森や他の地域社会・人々と触れ合うことは、未来を担う「美濃加茂市民」を育てることにつながります。生涯にわたって博物館と関り文化的な市民が育つことにつながり、子どもたちの豊かな心を育てる一助になるよう連携を行います。</p>	<p>小学校 中学校 可茂特別支援学校 文化振興課</p>	<p>継続</p>

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
電子図書館の 導入 (新規)	<p>学習機会の充実をはかるため、紙の図書の貸出しに加え、電子書籍を取り扱う出版事業者を活用した電子図書の貸出し事業の導入を検討していきます。</p> <p>導入によるメリットは、以下の①～⑤などが見込まれます。</p> <p>① 館外から利用可能な 24 時間 365 日のサービス提供による、時間・空間的な制約の解消。</p> <p>② 障がい者や高齢者の利用支援の拡大。 (テキスト読み上げ、文字拡大など)</p> <p>③ デジタル化による貴重資料や地域資料の保持、公開、劣化防止。</p> <p>④ 省スペース化による物理的な在庫管理問題の解消。</p> <p>⑤ 貸借管理のシステム化による図書館業務の業務軽減。</p> <p>一方、課題としては、以下の①～③などがあります。</p> <p>① 貸出可能な電子書籍絶対数の不足。</p> <p>② 購入費用の会計基準の明確化。</p> <p>③ 電子書籍の価格と図書館予算との調整。</p>	生涯学習課	検討